



訴 状

2017年（平成29年）10月2日

大阪地方裁判所 御 中

別紙原告訴訟代理人目録記載の弁護士代表

弁護士 阪 口 徳 雄



当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

不開示決定処分取消請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙代 13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 近畿財務局長美並義人が2017年（平成29年）7月10日付で原告に対してした行政文書の一部開示決定（近財統一1第776号）のうち、「普通財産時価貸付決議書のうち『小学校の設置趣意書』」のうち「設置趣意書の表題の一部および本文」を不開示とした部分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

はじめに

原告が開示を求めている『小学校の設置趣意書』（以下「本件対象文書」という）は森友問題の真相解明において一丁目一番地の最重要な文書である。本件対象文書が開示されると、国有地を著しい低額で譲渡した政治的・社会的背景の重要な真相が解明される。だからこそ近畿財務局は本件対象文書の大半を不開示にしたのである。うやむやにされようとしている森友問題の真相解明の為の開示請

求裁判である。

第1 情報公開請求と不開示決定

1 本件対象文書の情報公開請求と不開示決定

(1) 原告は、近畿財務局長美並義人（以下「処分庁」という）に対し、2017年（平成29年）5月10日付けで、『2016年6月20日に1億3400万円で学校法人森友学園に売払った8770.43㎡の土地（大阪府豊中市野田町1501番。「公共随契による売払結果一覧表」の「土地」整理番号4番 <http://kinki.mof.go.jp/content/000159261.pdf>）』に関して、本件対象文書を情報公開請求した。（甲1）

(2) 処分庁は、2017年（平成29年）7月10日付で本件対象文書について表題の一部及び本文全文の不開示決定処分を行った。

不開示理由は情報公開法第5条2号イ「当該部分は学校法人の経営上のノウハウを含むため、公にすることにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」に該当するとした。（甲2）

(3) 原告に開示された文書は甲3号証の通りで開示されたのは表題の「設置趣意書」及び「設立代表者 籠池康博」だけであり「小学校の名称」及び「本文」は全面非開示であった。（甲3）

2 本件対象文書の不開示決定処分の違法性

(1) 小学校名の非開示理由の不存在

ア 処分庁は小学校名については「学校法人の経営上のノウハウを含むため公にすることにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」という理由で不開示とした。しかし小学校名について「経営上のノウハウを含むために公にすることにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」との理由は全く理解不能である。マスキングされた名称は「学

校法人森友学園」ではないし、「瑞穂の國記念小學院」でもない。何故なら近畿財務局は別に原告に開示してきた2017年（平成29年）5月2日付「行政文書開示決定通知書」（甲4）において開示された文書には例えば「瑞穂の國記念小學院（仮称）設置認可申請書」（甲4号証の7枚目）などでは小学校名をマスキングしていない。同様に開示された、学校法人森友学園の「平成27年度決算書類」「平成26年度決算書類」としての各「独立監査人の監査報告書」における「第2号基本金の組入れに係る計画書」の「計画の名称」には「瑞穂の國記念小學院校舎建設資金」と明記されており、小学校名はマスキングされていない。従って「小学校名」そのものに「当該部分は学校法人の経営上のノウハウを含むため、公にすることにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」との理由はおよそ存在しない。

イ 本件対称文書のマスキングされた「小学校名」は「安倍晋三記念小學院」であったと思われる。

以上の事実から本件対象文書のマスキングされた小学校名は、「学校法人森友学園」「瑞穂の國記念小學院」等という学校名ではなく、それ以外の学校名が明記されていたことは確実である。他の学校名については想定されるのは「安倍晋三記念小学校」か「安倍晋三記念小學院」でしかない。

この点につき、森友学園の籠池康博・前理事長はマスメディアの取材に対し「日本初で唯一の神道の小学校」の開設を目指しており、設立趣意書に記した名称を「安倍晋三記念小学校」と説明していた（「昭恵氏との写真『14年に近畿財務局に示す』 籠池氏」朝日新聞2017年5月9日04時58分（<http://www.asahi.com/articles/ASK585SK3K58UTFK00X.html>））。また、この籠池氏の説明は、2014年、森友学園がちょうど大阪府に小学校の新設認可を申請していた時期の当初、同学園が経営する「塚本幼稚園幼児教育学園」の園児の保護者に対し1口1万円での寄付を呼びかけたとき、振込用紙には「安倍晋三記念小学校」と明記していたという事実（大阪・森友学園 寄付募った名称は「安倍晋三記念小学校」日刊ゲンダイ2017年2

月15日 (<https://www.nikkan-gendai.com/articles/image/news/199510/61238>))
と合致し、原告の推定を裏付ける。本件土地の賃貸前に籠池氏は、如何に安倍総理
と関係を密接にしているか近畿財務局にアピールする為に本件対象文書に「安倍
晋三記念小學院」と記載することは容易に想定できるからでもある。

処分庁は、小学校名を「安倍晋三記念小學院」と公開することは「公にすること
により、安倍総理の利益を害するおそれがあるため」と判断して、違法にも「小
学校名」を黒くマスキングして非開示したと思われる。このような理由は法5条2
号イにおよそ該当しない。

(2) 「設置趣意書」の本文についての非開示処分の違法性

処分庁は、本件対象文書の本文も「学校法人の経営上のノウハウを含むため公に
することにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある
ため」などという理由で不開示にした。

しかし、おそらく本文には安倍晋三内閣総理大臣および安倍昭恵夫人が森友学園
を如何に支援しているか具体的に記載されているうえに、日本国憲法の下で無効と
なった「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）を暗唱させるなど「日本初で唯一の神道
の小学校」の開設を目指しているなども記載されていると思われる。（甲5）これ
らの内容に小学校の設置に関して経営上のノウハウがあるとは思えないし、保護さ
れるべき「経営上のノウハウ」でもない。

なお、本文中に「安倍晋三記念小學院」と記載されているのでそれをマスキング
することはかえって小学校名を浮き彫りにすることになるので全文を不開示にし
たと解する方が理解しやすい。どちらにしても本文をも不開示にした処分は法5条
2号イに該当せず違法である。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書に関して、情報公開法5条2号イに該当する

事実は不存在であるので、有ると判断して本件不開示決定（処分）を行ったことは違法であり取り消されるべきである。

証 拠 方 法

証拠説明書記載の通り

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 通 |

当 事 者 目 録

〒651-2102 神戸市西区学園東町4-22-12

原 告 上 脇 博 之

〒541-0041 大阪府中央区北浜2-1-5 平和不動産北浜ビル4階

あさひパートナーズ法律事務所

原告訴訟代理人 別紙原告訴訟代理人目録記載の弁護士

代表 弁護士 阪 口 徳 雄

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 上 川 陽 子

〒 540-8550 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4階近畿財務局

処分行政庁 近畿財務局長美並義人